



# 保険料の額は毎年、見直されます

決定した保険料が、1年間の皆さまの健康を支えることとなります

健康保険料の額は一人ひとりの給与の額によって決まります。給与はまず、計算しやすいように「標準報酬月額」という47の等級区分にあてはめ、その額に保険料率(千分の80)を乗じて求めた額が1カ月の保険料ということになります。ただし、この全額が、毎月給与から控除されているわけではありません。被保険者のみなさまは千分の34・2を乗じた額で、残りの千分の45・8については事業主(会社)が負担しています。

## Point 1

毎月納める保険料の額は次のように決められます

$$\text{毎月の保険料額} = \text{標準報酬月額} \times \text{保険料率}$$



## Point 3

賞与(ボーナス)からも保険料を納めます

$$\text{賞与から納める保険料額} = \text{標準賞与額} \times \text{保険料率}$$

年3回まで支払われる賞与についても、同様に保険料を納めます。「標準賞与額」とは、賞与額から1,000円未満を切り捨てた額です。保険料率は毎月の給与の場合と同じです。1年間(年度)に支給される賞与の累計額は540万円を上限とします。

## Point 2

毎年、給与額をもとに見直しが行われます

**定時決定:** 毎年4・5・6月に支給される給与の平均額をもとに標準報酬月額を見直し、9月分保険料(10月給与から控除)が決定されます。見直された標準報酬月額は、その年の9月から翌年8月までの間使われることとなります。

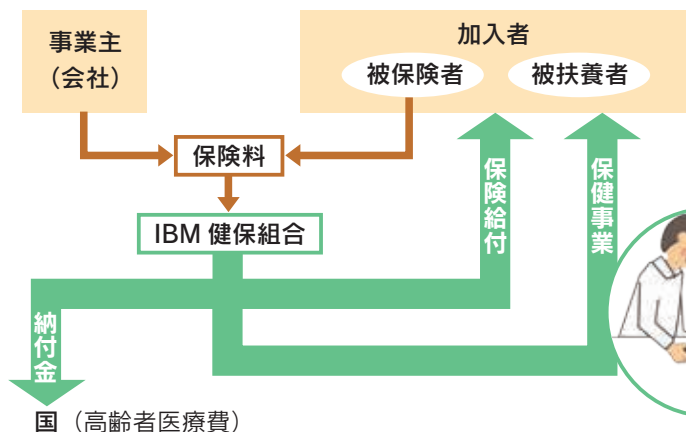
**随時改定:** 「固定的賃金」とよばれる報酬(3カ月間の平均額)が、昇給等により等級区分で2等級以上変動があった場合に、定時決定を待たずに標準報酬月額が改定されます。

### 産前産後休業、育児休業の場合

休業期間中の保険料については、事業主(会社)からの申し出により、被保険者本人だけでなく、会社負担分についても免除となります。なお、それぞれ休業終了後に勤務に復帰し、短時間勤務等により報酬が下がった場合には、改めて標準報酬月額が決め直されます(標準報酬改定の特例)。

## ●大切な保険料は主に加入者と高齢者の医療費などに充てられます

みなさまと事業主から納めていただいた保険料は、その大部分が加入者のみなさまの医療費の支払い(保険給付)と、高齢者の医療費に充てるための納付金として国に拠出されます。そのほか、健診をはじめとする疾病予防事業など、みなさまの健康管理をバックアップするための保健事業などに使われます。



→ 4~5頁もご覧ください。

